

インドネシア政府によるジャワ・バリでの緊急活動制限
(一部変更：内務大臣指示の発出)

令和3年7月9日（総21第81号）
在デンパサール日本国総領事館

●ジャワ・バリでの緊急活動制限について、7月8日付け内務大臣指示により、必須分野と重要分野の出勤制限が変更されました。

1. 7月8日、ティト内務大臣は内務大臣指示（2021年第18号）を発出し、現在実施中のジャワ・バリでの緊急活動制限について、9日から一部を変更すると発表しました。

2. これにより、必須分野（essensial）及び重要分野（kritisal）の出勤制限は、以下のとおり変更されました。

（1）必須分野

ア 顧客サービスを主とする保険・銀行・質・年金・融資機関（lembaga pembiayaan）については、顧客サービスを行う営業所での出勤は50%まで、事業運營業務のためのオフィス出勤は25%まで。

イ 顧客サービス業、キャピタルマーケット業、携帯電話事業・データセンター事業・インターネット事業・郵便事業・メディアを含む情報通信事業、隔離業務を行わないホテル業については、出勤は50%まで。

ウ 輸出指向産業のうち、過去12か月の輸出申告書（PEB）又は今後の輸出計画書を示し、産業活動運営移動許可（IOMKI）を保有している企業については、製造施設・工場での出勤は50%まで、事業運營業務のためのオフィス出勤は10%まで。

（2）重要分野

ア 保健、治安については、100%出勤可。

イ 災害対応、エネルギー、特に生活必需品にかかる物流・運輸・配送業、家畜・ペット用を含む食品・飲料産業、肥料・石油化学、セメント・建設資材、国家の重要施設、国家戦略プロジェクト、建設（公共インフラ）、基礎サービス（電力、水、廃棄物処理）については、製造施設や建設現場、顧客サービスを行う営業所では、100%出勤可。事業運營業務のためのオフィス出勤は25%まで。

3. 現在実施中の緊急活動制限の詳細については、7月4日付け当館お知らせ（インドネシア政府によるジャワ・バリでの緊急活動制限の実施（内務大臣指示の発出）：<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100208541.pdf>）をご参照ください。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される

可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。

5. 現在、インドネシアでは、ジャカルタ首都圏を始めとしたジャワ島を中心に、新型コロナウイルス感染が急激に拡大しています。インドネシアに滞在中の在留邦人の皆様におかれては、感染状況やインドネシア政府による措置等に関し、最新の状況に注意するとともに、今後、感染状況が更に悪化する可能性も念頭に、御自身や御家族の安全の確保に努めてください。